

草加市企業立地奨励金

市内産業の振興及び雇用の拡大を図り、産業の活性化による活力あるまちづくりに寄与するため、草加市に進出する方に奨励金を交付します。

対象となる事業者

次の要件を満たす方

- ☑ 製造業及び情報通信業に属する事業を営む企業であること
- ☑ 国税、都道府県税及び市税等の滞納がないこと
- ☑ 設置する事業所が公害のおそれがないものであること

対象となる事業

		対象用途地域		
		準工業地域	工業地域	工業専用地域
・新設 【市内に事業所を有しない企業が新たに設置すること】		すべての企業(中小企業者含む)	すべての企業(中小企業者含む)	
条件	・敷地面積1,000m ² 以上かつ建築面積500m ² 以上 ・市民の雇用機会の拡大に配慮した新たな雇用を創出すること			
・増設 【市内に事業所を有する中小企業者が既存事業所の隣接地又は他の敷地に事業所を拡張すること】		中小企業者のみ	中小企業者のみ	中小企業者のみ
・移設 【市内に事業所を有する中小企業者が当該事業所の全部又は一部を移転すること】				
条件	・敷地面積500m ² 以上かつ建築面積250m ² 以上			

奨励金について

種類	対象者	内容	限度額	奨励期間
第1号	新たに事業所の土地及び建物を取得する企業	事業所に係る固定資産税及び都市計画税相当額	1年間500万円	3年間
第2号	新たに事業所の建物を取得する企業	事業所に係る固定資産税及び都市計画税(土地を除く。)相当額	1年間300万円	3年間
第3号	第2号対象者に当該事業所の敷地を賃貸する者	賃貸土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額の2分の1	1年間100万円	3年間
第4号	新たに事業所を賃借する企業	事業所の賃借料相当額の2分の1	1年間100万円	2年間
第5号	第4号対象者に当該事業所を賃貸する者	賃貸事業所に係る固定資産税(償却資産を除く。)及び都市計画税相当額の2分の1	1年間100万円	2年間

事前申請の提出書類について

着工前に次の書類をご提出ください。

- ①草加市企業立地届出書
- ②法人：登記事項証明書及び定款
- ③個人：住民票
- ④事業所の位置図及び配置図
- ⑤企業の概要を明らかにした書類(パンフレット等)

申請の流れ

申請の流れは下図のとおりです。



交付申請の提出書類について

交付申請時の必要書類は次のとおりです。

- 草加市企業立地促進奨励金交付申請書 第3号様式(第7条関係)
- 草加市企業立地促進奨励金交付請求書 第7号様式(第12条関係)
- 事業所に係る土地及の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 事業所に係る建物の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 事業所の土地の登記事項証明書
- 事業所の建物の登記事項証明書
- 事業所の土地に係る公図
- 求積図(実測のもの)
- 建物に係る図面(配置図、建物平面図及び立面図等)
- 事業所の建物に関する建築確認通知書の写し
- 事業所の建物に関する検査済証の写し
- 常時雇用従業員名簿
- 厚生年金保険又は政府管掌健康保険等(市町村国民健康保険を除く。)に加入していることを証する書類並びに雇用計画書
- 国税に係る納税証明書(過去2年分)
- 都道府県民税に係る納税証明書(過去2年分)
- 市町村税に係る納税証明書(過去2年分)
- 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例第17条の許可通知書(特定工場等設置許可書)
- 直近の決算に係る貸借対照表及び損益計算書等
- その他市長が必要と認める書類

留意点

当該奨励金の活用にあたっては、次の点にご留意ください。

- ①工業団体等に加入し、相互に協力するよう努めること。
- ②草加市内に住所を有する者を積極的に雇用するよう努めること。(新設の場合にあっては、当該新設に伴い新たに雇用する者のうち、3人以上を市内在住者から雇用すること)
- ③その他、詳細につきましては下記お問合せ先までご連絡をお願いいたします。

お問合せ先

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

草加市自治文化部産業振興課

電話：048-922-3477 (直通)

Fax：048-922-3406

e-mail：sangyosinko@city.soka.saitama.jp